

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則新旧対照表

現 行						改 正 案							
～ 略 ～						～ 略 ～							
別表（第2条、第3条、第4条関係）						別表（第2条、第3条、第4条関係）							
1号認定利用者負担額						1号認定利用者負担額							
階層区分		市町村民税所得割課税額		1号認定利用者負担額（月額：円）		階層区分			1号認定利用者負担額（月額：円）				
A		生活保護世帯		0		A			生活保護世帯0				
B1		町民税非課税世帯		1,000		B			市町村民税非課税世帯1,000				
B2		均等割額のみの世帯		2,000		C1			市町村民税均等割のみの世帯2,000				
C1		所得		（略）		C2			市町				
C2		割課				C3			村民				
C3		税額				C4			税所				
C4		が右				C5			得割				
C5		の区				C6			課税				
C6		分に				C7			額が				
C7		該当				C8			右の				
C8		する世帯				C9			区分に該当する世帯				
2号・3号認定利用者負担額						2号・3号認定利用者負担額							
階層区分		市町村民税所得割課税額		2号認定利用者負担額（3歳以上）（月額：円）		3号認定利用者負担額（3歳未満）（月額：円）		階層区分		2号認定利用者負担額（3歳以上）（月額：円）		3号認定利用者負担額（3歳未満）（月額：円）	
				保育標準時間		保育短時間				保育標準時間		保育短時間	
A		生活保護世帯		（略）				A		生活保護世帯		（略）	
B		町民税非課税世帯						B		市町村民税非課税世帯			
C1		均等割額のみの世帯						C1		市町村民税均等割のみの世帯			

C2	所	(略)		C2	市	(略)	
C3	得			C3	町		
C4	割			C4	村		
C5	課			C5	民		
C6	税			C6	税		
C7	額			C7	所		
C8	—			C8	得		
C9	—			C9	割		
C 1	—			C 1	課		
0	—			0	税		
C 1	—			C 1	額		
1	が			1	が		
C 1	右			C 1	右		
2	の			2	の		
C 1	区			C 1	区		
3	分			3	分		
C 1	に			C 1	に		
4	該			4	該		
C 1	当			C 1	当		
5	す			5	す		
C 1	る			C 1	る		
6	世			6	世		
C 1	帯			C 1	帯		
7				7			
C 1				C 1			
8				8			
1 (略)				1 (略)			
2 この表において「1号認定」とは、 <u>法第19条第1項第1号に規定する就学前子ども</u> _____をいい、 「2号認定」とは、 <u>同項第2号に規定する就学前子ども</u> をいい、「3号認定」とは、 <u>同項第3号に規定する就学前子ども</u> をいう。また、「保育標準時間及び保育短時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項に規定する時間をいう。				2 この表において「1号認定」とは、 <u>法第19条第1項第1号に該当する支給認定子ども(法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ)</u> をいい、 「2号認定」とは、 <u>同項第2号に該当する支給認定子ども</u> をいい、「3号認定」とは、 <u>同項第3号に該当する支給認定子ども</u> をいう。また、「保育標準時間及び保育短時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項に規定する時間をいう。			
3 この表において「均等割」 とは、 <u>地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割を</u>				3 この表において「市町村民税均等割」 とは、 <u>地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割を</u>			

いい、「<u>所得割</u>」_____とは、同項第2号に規定する所得割をいう。また、区分に係る<u>所得割課税額</u>_____は、住宅借入金等特別控除額控除の適用前の額とし、世帯構成員中2人以上に所得がある場合においては、<u>所得割課税額</u>_____を合算するものとする。	いい、「<u>市町村民税所得割</u>」_____とは、同項第2号に規定する所得割をいう。また、区分に係る<u>市町村民税所得割課税額</u>_____は、住宅借入金等特別控除額控除の適用前の額とし、世帯構成員中2人以上に所得がある場合においては、<u>市町村民税所得割課税額</u>_____を合算するものとする。
4 この表において入所児童の属する世帯が<u>B、B1、B2、C1、C2及びC3の階層区分に該当し</u>_____、かつ、次の各号に掲げる_____世帯の場合における利用者負担額は、同表の定めにかかわらず、次の表に掲げる額とする。 (1) ひとり親世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯 (2) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる者のいる世帯 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者 (3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮して	4 この表において入所児童の属する世帯が<u>市町村民税非課税世帯、市町村民税均等割のみの世帯又は市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯で、かつ、次の各号のいずれかに該当する</u>世帯の場合における利用者負担額は、同表の定めにかかわらず、次の表に掲げる額とする。 (1) ひとり親世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯 (2) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる者のいる世帯 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者 (3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮して

いると町長が認めた世帯

階層 区分	利用者負担額(月額)				
	1号認 定 円	2号認 定保 育標 準時 間 円	2号認 定保 育短 時間 円	3号認 定保 育標 準時 間 円	3号認 定保 育短 時間 円
B		0	0	0	0
B1	0				
B2	0				
C1	4,600	4,000	3,900	5,100	4,900
C2	7,400	5,000	4,800	6,700	6,500
C3	10,300	6,400	6,200	8,500	8,300

いると町長が認めた世帯

1号認定利用者負担額

階層区分		利用者負担額 (月額：円)
B	市町村民税	0
	非課税世帯	
C1	市町村民税	0
	均等割のみ の世帯	
C2	市町村民税 25,700円以下	2,300
	所得割 25,700円以上51,400円以下	3,700
C3	課税額が 1円以上77,100円以下	5,150
	に該当する世帯	

2号・3号認定利用者負担額

階層区分		利用者負担額(月額：円)			
		2号認 定保 育標 準時 間	2号認 定保 育短 時間	3号認 定保 育標 準時 間	3号認 定保 育短 時間
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	市町村民税均等割のみ の世帯	2,000	1,950	2,550	2,450

C2	市	2	2,500	2,400	3,350	3,250
	町	4,				
	村	3 0				
	民	0				
	税	円				
	所	未				
	得	満				
C3	割	2	3,200	3,100	4,250	4,150
	課	4,				
	税	3 0				
	額	0				
	が	円				
	右	以				
	の	上				
	区	4				
	分	8,				
	に	6 0				
	該	0				
	当	円				
	す	未				
	る	満				
C4	世	4	5,400	5,300	6,600	6,450
	帯	8,				
		6 0				
		0				
		円				
		以				
		上				
		6				
		0,				
		7 0				
		0				
		円				
		未				
		満				
C5		6	6,650	6,500	8,050	7,900
		0,				
		7 0				
		0				
		円				
		以				
		上				

		7 2 , 8 0 0 円 未 満				
	C6	7 2 , 8 0 0 円 以 上 7 7 , 1 0 0 円 以 下	7,900	7,750	9,500	9,300
5	1号認定の利用者負担額の算定に当たっては、同一世帯から3歳から8歳(小学校3年)までの2人以上の就学前児童又は就学児童が保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設、情緒障害児短期治療施設通所部又は小学校に入所し、入園し又は入学している場合においては、当該就学前児童又は就学児童のうちから最も年齢の高い児童(以下この備考5において「第1子」という。)を除いたもののうち最も年齢の高い就学前児童(以下この備考5において「第2子」という。)の利用者負担額は、その者の属する世帯が該当する階層区分の利用者負担額(月額)に2分の1を乗じて得た額とし、当該就学前児童のうち第1子及び第2子以外の就学前児童の利用者負担額は、無料とする。ただし、当					
5	負担額算定基準子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定保護者(法第20条第1項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。 (1) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども その者の属する世帯が該当する階層区分の利用者負担額(備考4に掲げる世帯に該当する場合は、備考4に掲げる利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額 ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子ども(政令第14条に規定する小学校第3学年修了前子どもをいう。以下同じ。)が1人のみである場					

該就学前児童の属する世帯が備考4に掲げる世帯に該当する場合の利用者負担額の額については、備考4に掲げる利用者負担額(月額)を基に算定するものとする。

合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども(当該保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子ども(法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。))のうち最年長者をいう。以下同じ。)である1号認定

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども(当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)(最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下同じ。)である2号認定又は3号認定

ウ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである1号認定

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである1号認定

ウ 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)である支給認定子ども

6 2号・3号認定の利用者負担額の算定に

6 特定被監護者等(政令第14条の2に規

当たっては、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設又は情緒障害児短期治療施設通所部に入所し又は入園している場合においては、当該就学前児童のうちから最も年齢の高い児童(以下この備考6において「第1子」という。))を除いたもののうち最も年齢の高い児童(以下この備考6において「第2子」という。))の利用者負担額は、その者の属する世帯が該当する階層区分の利用者負担額(月額)に2分の1を乗じて得た額とし、当該就学前児童のうち第1子及び第2子以外の就学前児童の利用者負担額は、無料とする。ただし、当該就学前児童の属する世帯が備考4に掲げる世帯に該当する場合の利用者負担額の額については、備考4に掲げる利用者負担額(月額)を基に算定するものとする。

(加える)

定する特定被監護者をいう。以下同じ。))が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、市町村民税所得割課税額が77,100円以下(2号認定及び3号認定にあっては、57,700円未満)であるときは、備考5の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども その者の属する世帯が該当する階層区分の利用者負担額(備考4に掲げる世帯に該当する場合は、備考4に掲げる利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ウ 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)である支給認定子ども

7 支給認定保護者又は当該支給認定保

護者と同一の世帯に属する者が備考4各号のいずれかに該当する場合における当該支給認定保護者に関する備考6の適用については、同項中「77,100円以下(2号認定及び3号認定にあつては、57,700円未満)」とあるのは「77,100円以下」と、「当該各号に定める額」とあるのは「0」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の規定は、平成28年4月1日以降に行われた子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育について適用する。